

第29回報告集会
準備書面要旨の解説

被告の主張を覆す

令和6年7月17日

原告 井戸川克隆

第36準備書面その2

要 旨←

2頁

原告第36その2準備書面← 「歴史まではごまかせない」

とりわけ、平成18年11月以降、データ改ざんや重大なトラブルの隠ぺい問題が明らかとなり、さらに平成19年7月の新潟県中越沖地震に伴う柏崎刈羽原子力発電所の被災により、**耐震安全性に対する信頼性が損なわれたことを踏まえ、国や東京電力(株)においては、不正問題再発防止、耐震安全性の確保等に取り組み、信頼回復を図ることが課題となっており、県としましては、立地町とともに、国、東京電力(株)の取組状況をしっかり確認していく等、**県民の安全・安心の確保を最優先に対応しているところでもあります。****←

しかも、本書26頁に記されている、「原子力防災訓練の実施」には、防災訓練の履歴と訓練内容が明確に記載されており、**例外規定は存在していない**ことが分かる。菅直人ら政府原子力災害対策本部は、福島県のウソを最大に悪用して、「原子力行政のあらまし」に記載されている遵守すべき責務を免れるために、情報の独占を行い、広く国民と県民に事故の被害の甚大さを隠蔽し、騙してきたことも事実である。←

被告国は、「原子力行政のあらまし」に記載されている遵守すべき責務を、どのように果たしたことが、示されていない「被告第28準備書面」は虚偽に過ぎないものである。←

世界で一番安全安心な 原子力立国を目指します。

— なぜ今改ざんが明らかになるのか? —

それは私が「**事実を隠さず出すように**」と指示したからです。

平成15年に電力会社の不正問題を受けて、原子力発電の検査体制の抜本的強化を行ったところです。昨年秋、電力会社において平成15年以前のデータ改ざんが、次々に明らかになってきました。過去のことは言え、私は、このような問題が続く限り、国民の皆様の電力会社に対する信頼はいつまでも得られないと考え、昨年11月に、全電力会社に対して、全ての発電設備について、過去に遡りデータ改ざんや必要な手続きの不備その他同様な問題がないかの総点検を行うよう指示しました。これを受けて、各電力会社は、社内文書の再調査だけでなく、既に退職した社員も含め、聞き取り調査を行っています。その結果が3月30日(金)までに出てくることになっております。

今回の総点検の作業の過程で極めて問題と言わざるを得ない事案も出てきており、国民の皆様にはご心配をおかけしています。今般の各電力会社からの報告書を精査して原子力発電のより一層の安全の確保を図ります。総点検の4つのねらいを達成するよう全力で取り組み、世界で一番安全で安心な原子力立国を目指します。

総点検の4つのねらい

その1 過去の不正を清算

過去の不正を清算し、記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切り、正しい記録を残すため、過去に遡って不正を清算しておくことが必要です。

その2 不正を許さない仕組み

基準などから逸脱したことがあった場合でも、その事実を改ざんしたり隠したりすることなく、正確な情報を、逸脱した原因や評価結果とともに開示していくよう、仕組みを作り上げることが必要です。

その3 事故・トラブルの情報を共有

個々の事故やトラブルについて原因を究明し、再発防止対策を講じ、かつ、その情報を他社も含めて共有することにより、安全性を一層向上させます。

その4 安全確保を大前提に

電力会社の体質を改善させ、公益事業者として、安全確保を大前提に、電力を安定的に供給していく基盤を強固なものにします。

東電の大津波想定

枝野氏「遺憾」

内閣が検証へ

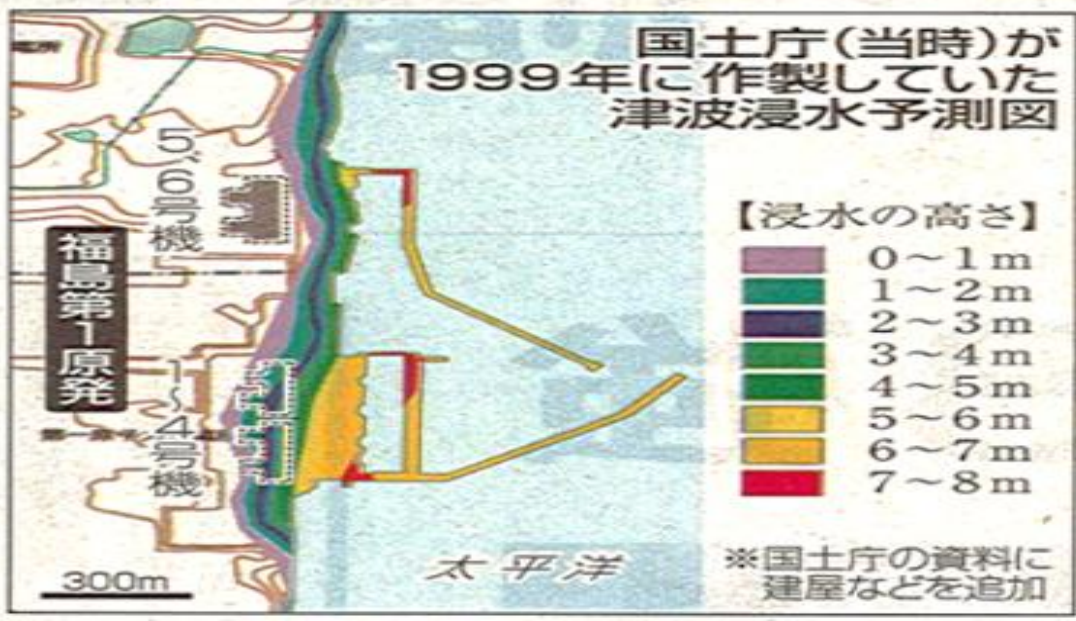
枝野幸男官房長官は25日の記者会見で、福島第一原発が想定を超える津波に見舞われる恐れがあることを東日本大震災前に東京電力と経済産業省原子力安全・保安院が把握していた問題について、「大変遺憾だ」と述べ、内閣として事実関係を検証する方針を明らかにした。

枝野氏は「大規模な津波の到来の可能性を東電は2008年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があった」と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかつた保安院についても「（政府の事故調査・検証委員会が）調査しなければ出てこなかつたというのも遺憾だ」として、対応を批判した。

8メートル津波で建屋浸水

第1原発、対策生かさず

国、99年に予測図



本県の沖合で巨大地震が
発生し東京電力福島第1原
発を高さ8メートルの津波が襲っ
た場合、1~4号機の建屋

が浸水するとの予測図を1
999年に旧国土庁が作製
していたことが24日、分か
った。国は自治体が津波防
災対策を検討する「基礎資
料」として作ったが、原発
事故を防ぐための電力会社
の対策強化には生かされな
かった。

津波防災の関係省庁が98
年、全国の自治体に「津波
防災対策の手引き」を通知。
国土庁は99年、この手引き

津波試算報告「受けた」

2009年に故吉田所長から

武黒元副社長 被告人質問

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電旧経営陣三人の第三十二回公判は十九日、東京地裁（永渕健一裁判長）で開かれ、元副社長の武黒一郎被告がこの被告人質問を実施した。武黒元副社長は、「国の地震予測「長期評価」を基にした最大一五・七級の津波が福島第一原発に押し寄せるとした試算結果を、二〇〇九（平成二十一年）に部下から聞いたと明かした。

（26面に関連記事）

武黒元副社長の弁護士は昨年六月の初公判で、試算結果の報告を「記憶がない」と否定している。武黒元副社長の法廷での発言が津波襲来に対する予見可能性の認定にどう影響するのか、地裁の判断が注目される。

武黒元副社長は二〇〇九年四、五月ごろに当時、東電の原子力設備管理部長を務めていた故吉田昌郎元福島第一原発所長から本店内の会議室で、試算結果を報告されたと述べた。吉田氏からは長期評価の信頼性には疑問があり、同じく強制起訴されている武藤栄元副社長（元が津波の試算結果を計算する手法の研究を土木学会に依頼したと説明されたという。弁護側の質問に答えた。

武黒元副社長は「期評価は専門家で見が分かれており、拠がないと感じた」と語った。一方で、武藤元副社長は「当時の判断は、特不思議なことはい」と支持した。武藤元副社長は「日の被告人質問で、算結果を二〇〇八

東電原発事故

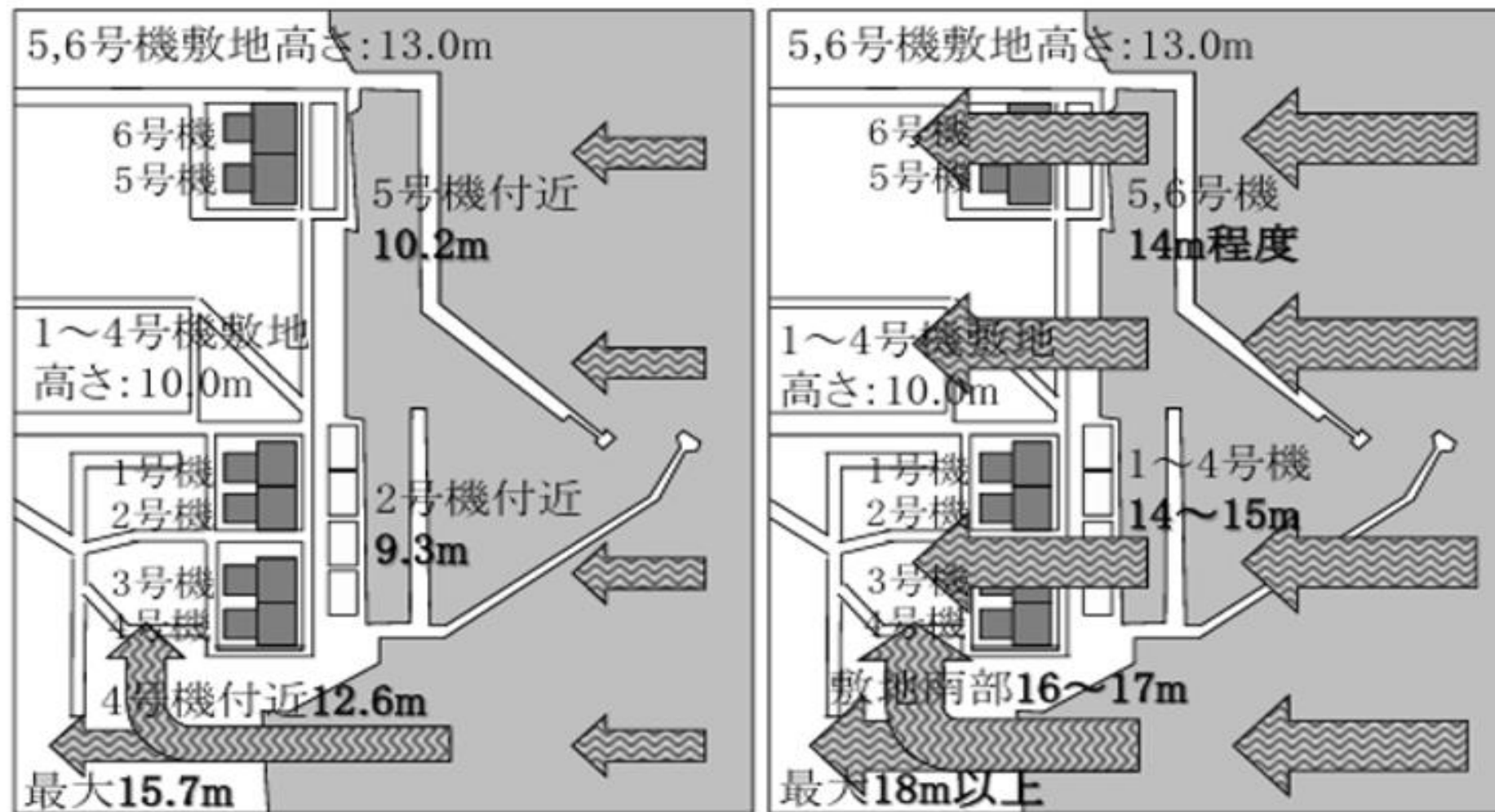
強制起訴裁判



武黒一郎
元副社長

左図は、被告らの工作図。

右図は、3・11に襲った津波の波高。←



15.7m 試算結果 (推定)

発電所を襲った津波

図1 15.7m 試算結果と実際の津波の比較

(出典) 本分科会で作成

震源に一番近かった女川原子力発電所が、 なぜ、安全に停止できたのか？

1 敷地の高さ14.8m。 歴史的調査と専門的知見により検討され、 決定された津波対策。

1号機の設計時（昭和40年代）、文献調査や地元の方々への聞き取り調査から津波の高さを3m程度と想定していました。しかし、専門家を含む社内委員会での「貞観津波（869年）や慶長津波（1611年）などを考えれば津波はもっと大きくなることもあるだろう」等の議論を経て、当社は敷地の高さを14.8mと決定しました。



2 | 3m→9.1m→13.6m。 津波の高さは最新の知見を反映して想定。

2号機の建設にあたっては、昔の津波の痕跡を調べるなどして、想定津波をそれまでの3m程度から9.1mに見直し（昭和60年代）、建設時には敷地法面が津波で崩れ取られないように9.7mの高さまで防護工事を行いました。

また、3号機が運転開始した2002（平成14）年には、土木学会が最新の知見を踏まえて公表した津波評価手法に基づき、13.6mと評価しましたが、敷地高さ14.8mを下回っており、あらためて津波に対する敷地の高さの安全性が確認されました。



2号機建設時に9.7mの高さまで
コンクリートで補強した敷地法面（破線例示）
震災時の津波にも耐えることができた



3 | 海水ポンプは 深さ12mのくぼみの中へ

原子炉を冷やすために欠かせない海水ポンプを、津波の影響を受けやすい港湾部ではなく、原子炉建屋と同じ敷地の高さ（14.8m）を掘り下げたところに設置しました。また、海底が見えてしまうほど海面が低くなることある津波の引き波時でも原子炉や使用済燃料プールを冷却する海水を確保できるように、取水路の奥を深く掘る設計としていました。これにより、海面が取水口より低くなった場合でも、取水路にたまった海水で約40分間冷却が続けられます。なお、震災時に引き波により、実際に海面が取水口より低くなったのは数分間でした。



4 | 震災前に実施していた、約6,600カ所の耐震工事

2010（平成22）年6月までに、機器や配管をサポートで補強するなど1・2・3号機合わせて約6,600カ所の耐震工事を実施していました。また、緊急時対策室などがある事務棟の耐震工事（外壁の筋交い）も完了していました。



外壁の筋交いを設置した旧事務棟
震災時には事務棟として使用していた



**2011年3月11日、設計どおり、
「止める」「冷やす」「閉じ込める」が有効に機能し、安全停止しました。**

止める -設計どおり原子炉が自動停止-

地震発生時、1・3号機は通常運転中、2号機は原子炉起動中でしたが、大きな揺れにともない、原子炉3基すべてが設計どおり自動停止しました。

冷やす -冷却機能を確保-

最大約13mの津波で一部の設備に被害はありましたが、発電所の敷地高さを越えることはありませんでした。また、燃料の冷却に必要な外部電源(送電線)1回線が確保されていたほか、建屋内の非常用ディーゼル発電機も使用可能な状態でした。

閉じ込める -放射性物質を閉じ込める-

発電所敷地内に設置してある放射線モニターの値に異常は見られませんでした。

- ※ 止めるー設計どおり原子炉が自動停止←
- ※ 冷やすー冷却機能を確保←
- ※ 閉じ込めるー放射性物質を閉じ込める←

上記の3つの機能が正確に作動して、原子炉は無事冷温停止した。←

これは、正直者の勝利であり、一方、被告東電は、ウソ・偽りの敗者である。この敗者の犠牲に、原告ら発電所周辺の住民がされることは全くない。←

第 3 7 準備書面その 2

電事連の部会（平成12〈2000〉年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価は以下のようにまとめている。

	水位上昇側			水位下降側		
	1.2倍	1.5倍	2.0倍	1.2倍	1.5倍	2.0倍
泊1、2号	○	○	○	×	×	×
東通1号	○	○	×	○	○	○
女川1～3号	○	×	×	○	○	○
志賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
福島第一1～6号	×	×	×	1、2× その他:○	×	×
福島第二1～4号	○	○	○	○	1、3:× 2、4:○	×
柏崎刈羽1～7号	○	○	1～4:× 5～7:○	○	1～3:× 4～7:○	×
浜岡1～5号	○	×	×	○	○	○
美浜1～3号	○	○	×	○	○	○

【事故の根源的原因】 ←

当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊が起きた点に求められる。」と認識する。何
度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自
然災害」ではなくあきらかに「人災」である（提言1に対応） ←

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実証
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図鑑集（2005～2006年版）

14/14

(第3種郵便物認可)

津波対策 一声で先送り

東電元幹部公判 証人尋問終了

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電旧経営陣三人の東京地裁の公判は三日に証人尋問が終了し、十六日から被告人質問に移る。これまでの公判で、二〇一一年東日本大震災の三年前に津波対策が先送りされた経緯が明らかになり、住民の死亡と事故の因果関係を認める証言もあった。(蜘蛛美鶴)

核心

現場は「必要」…必

■08年7月31日

「津波対策を取らないという結論は予想していなかった」ので、力が抜けました。東電で津波予測を担当した男性社員は、四月十日の法廷で「あの日」を振り返った。

○八年七月三十一日、東電本店であった被告の武藤栄元副社長(左)と津波対策担当者らの会合。原子力・立地副本部長だった武藤元副社長に、津波対策の判断を仰ぐ場だった。

東電は津波対策の見直し作業中で、担当者は「津波高は最大一五・七メートル」とい

東京電力の津波対策の変遷

2008年7月31日	子会社から現場レベルに「最大15.7メートルの津波」の試算結果
2009年6月	現場で津波対策案を検討 沖合に防波堤を設置しては？ 敷地を囲う防潮壁が必要だ
2010年10月	武藤栄元副社長に津波試算を報告。

う試算結果を同年三月十八日に伝えられていた。

会合では担当社員らが沖合防波堤建設などの対策案を示し、工事には四年の歳月と数百億円がかかることも説明。五十分近く過ぎたころ、黙っていた武藤元副社長が口を開いた。「研究を実施する」。研究とは津波の試算手法の研究。時計の針を三月以前に巻き戻し、対策を先送りした。

■社員の危機感

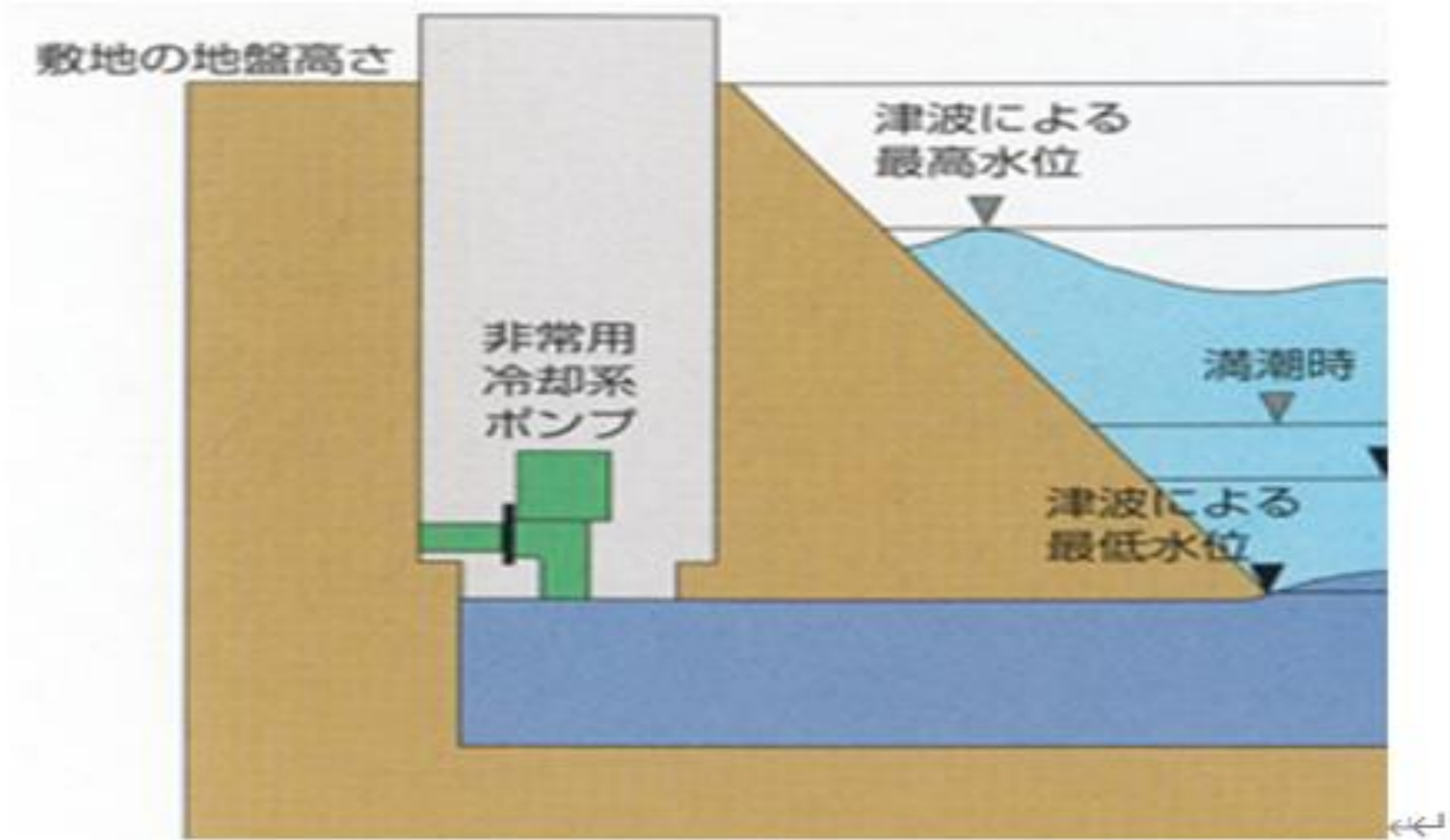
ある東電社員は公判で、子会社から伝えられた試算結果を踏まえ「何らかの津波対策が必要になると思っ

直嶋の説得に臨んだのは後に東電顧問に天下りして批判されたエネ庁長官、石田徹。エネ庁が残したメモによれば「大臣から『指示いただければ作業を開始する』と迫る石田に、直嶋は『そうしようか』と述べ、『津波抜き』に同意した。

だが、保安院にも津波被害を懸念する人間はいた。保安院耐震安全審査室長の小林勝だ。小林によると10年7月ごろ、意を決して上司の原子力発電安全審査課長・野口哲男に直訴した。「(津波の問題を含めて) 原子力

上記の記述からは、前頁の直嶋経産大臣の「津波抜き」の意図が、明確に記されていることが分かる。←

本件事故は上記の「大臣の意向伺い行為と判断・決断」から発展したもので、恣意的な判断と偽装工作をせずに、事実
に素直さがあれば本件事故は防げたのである。これを「不利益情報の不告知」といい、このことで被害に遭った者は、全て欺罔の被害者で、損害賠償請求のできる債権者という身分になる。←



原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない



安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

バックチェックの方法(耐震安全性評価)

基準地震動 S_s を策定し、下記の施設等の耐震安全性評価を実施。

安全上重要な建物・構築物の耐震安全性評価
(原子炉建屋)

安全上重要な機器・配管系の耐震安全性評価

地震随伴事象に対する考慮
(周辺斜面、津波)

原子炉建屋基礎地盤
の耐震安定性評価

屋外重要土木構造物
の耐震安全性評価

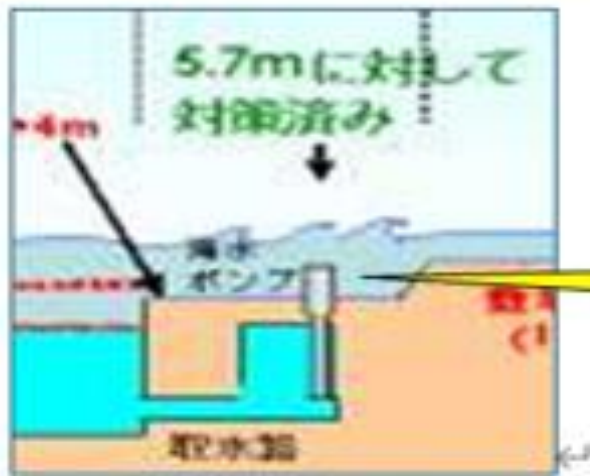
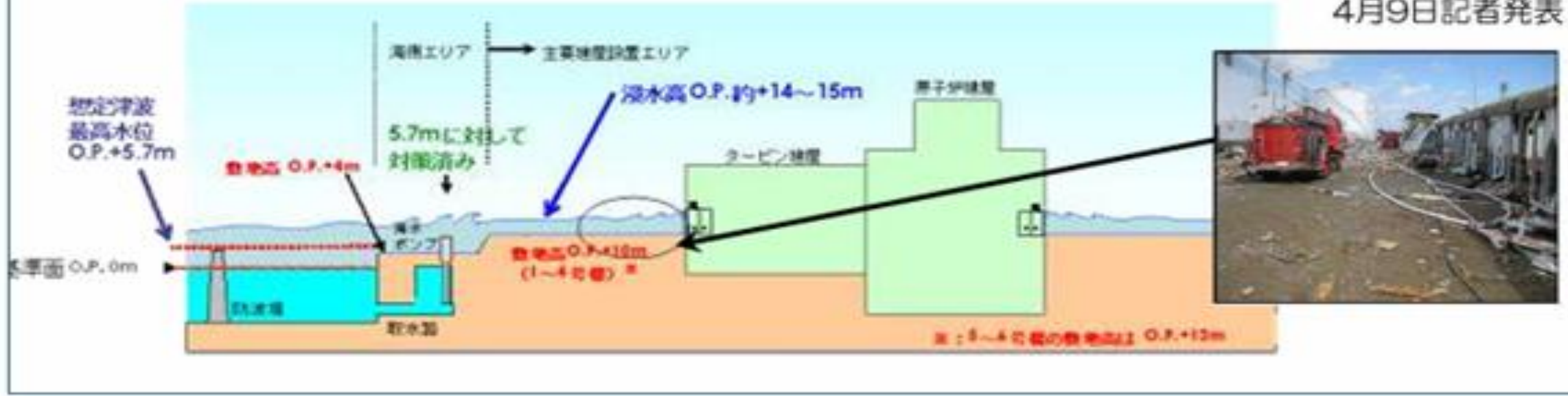
基準地震動 S_s

解放基盤表面

今回は で囲った設備のうち重要なものについて評価

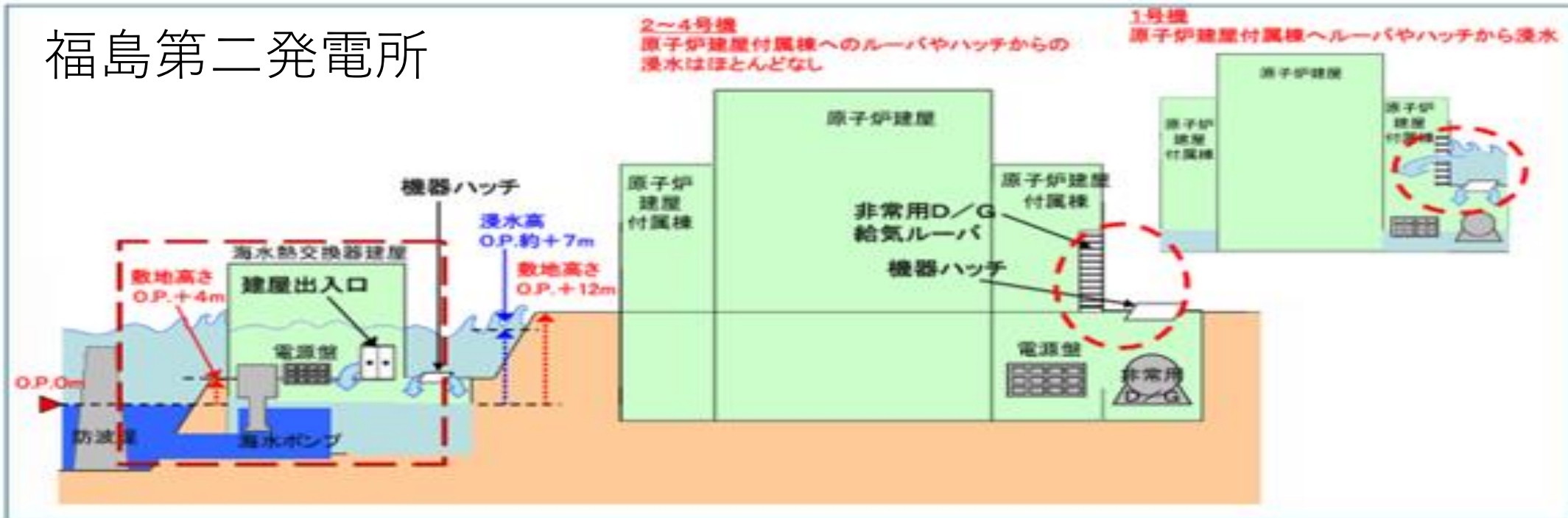
〔福島第一原子力発電所〕

4月9日記者発表



これを、対策済みとは言わない。←
 対策をしなかったのである。←

福島第二発電所



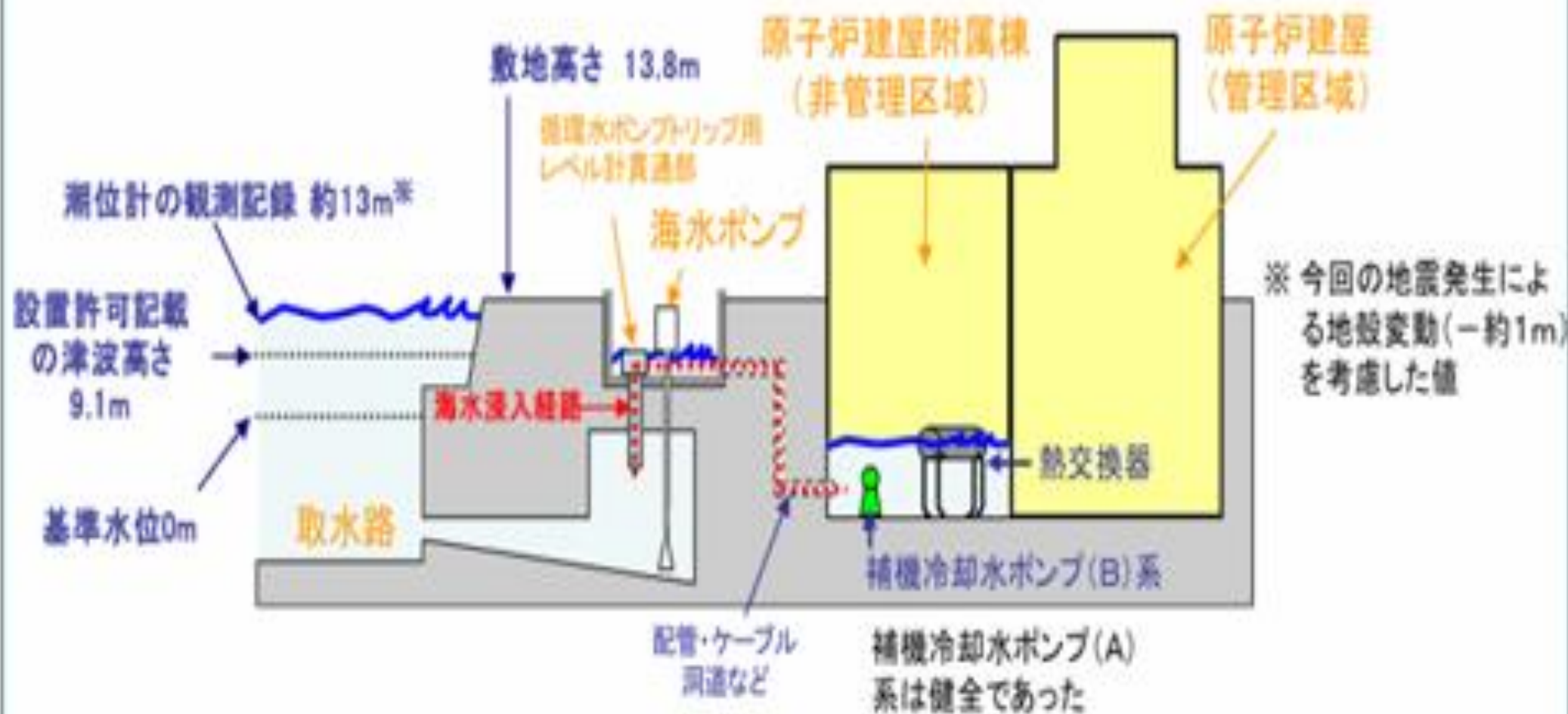
下記は、上記の拡大図



福島第二原発は、本件津波襲来前に、「海水ポンプ」は屋内になっていた。

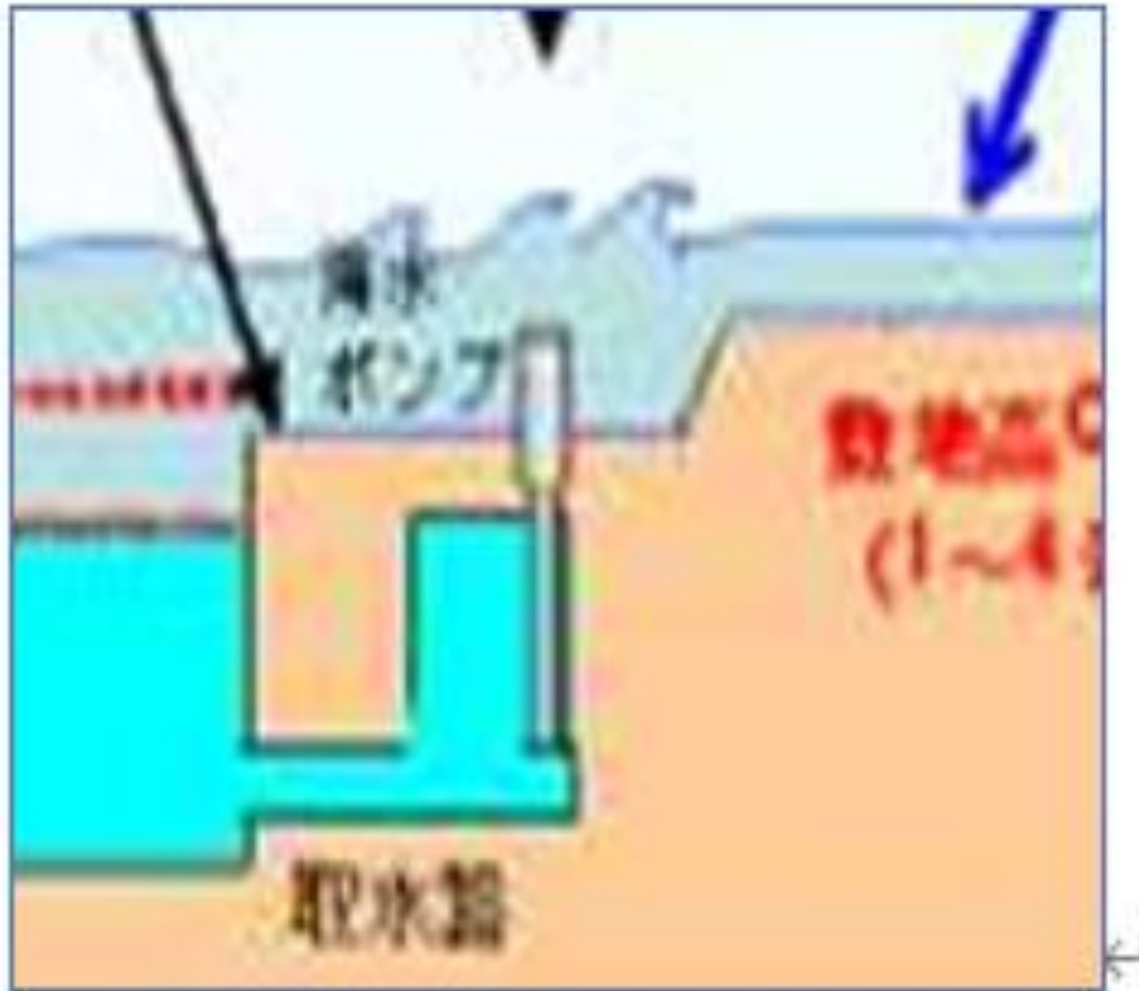
図のように周りに津波がきても、このように水没は免れた。

〔女川原子力発電所〕

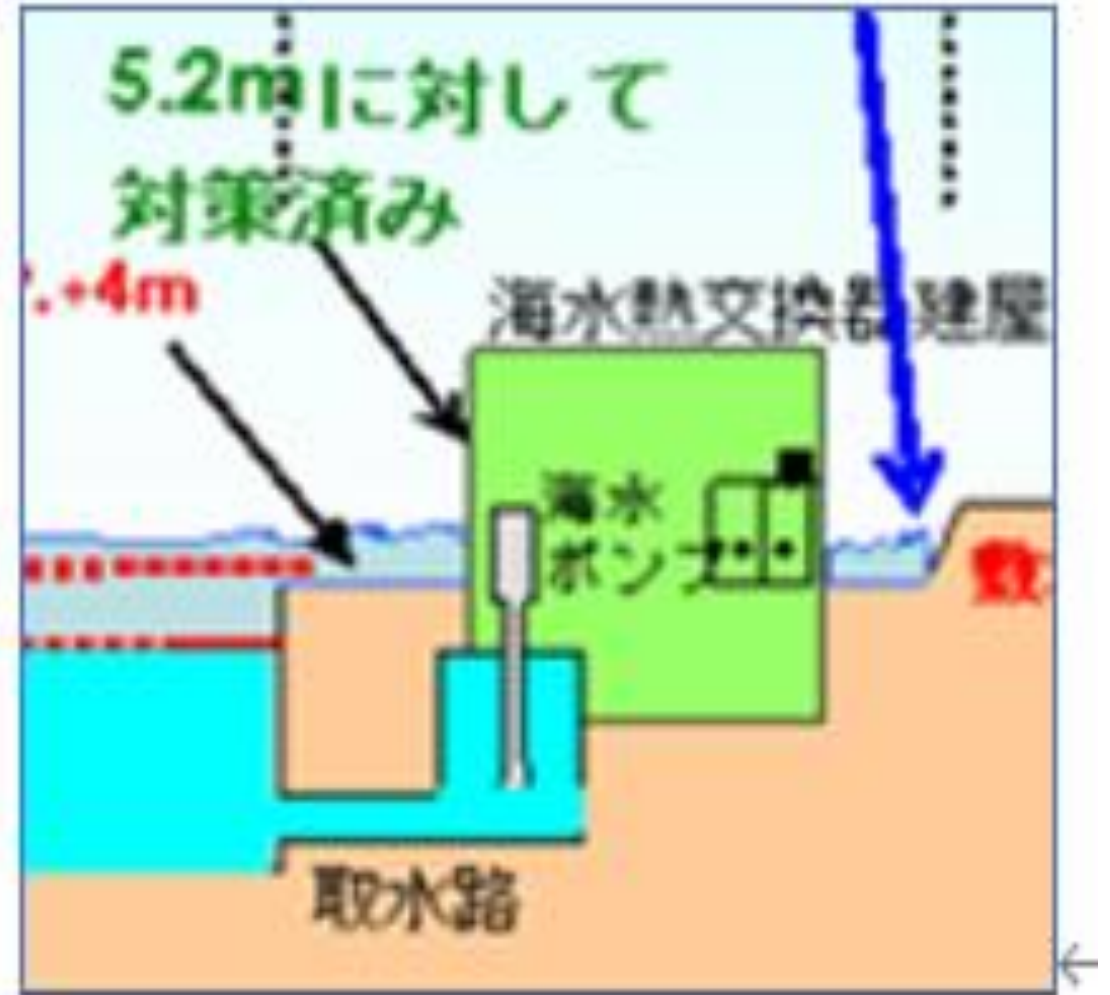


その他、所内ボイラの重油タンク倒壊あり

福島第一原発



福島第二原発



《第26準備書面の13頁中段》「女川発電所及び島根発電所に設置された非常用電源設備は、いずれも規制上の要求として講じられたものではなく、自主対策として講じられたものである。」の記述に対して、←

「本件事故前に、被告国が被告東電に対して規制要求として電気室等の新設を講じさせることができたとはいえない。」の記述は、原子力安全・保安院の規制義務を超えた任務懈怠の標本のようなことを被告国が自白している。上記のこの言葉は額に入れて保

第 3 8 準備書面

要 旨

1 頁

原告第 3 8 準備書面

《被告 丙ハ 1 2 8 号証に反論する》

このために、本準備書面において、原子力安全の責任が集中している規制主務省庁を代表する原子力安全・保安院が、事故前に報告していた「原子力安全・保安院 8 年間の施策（原子力安全関係）」で、「事故には至らないシナリオが想定されていたこと」を、原告が双葉町災害対策本部長の立場で、詳しく解説することとする。

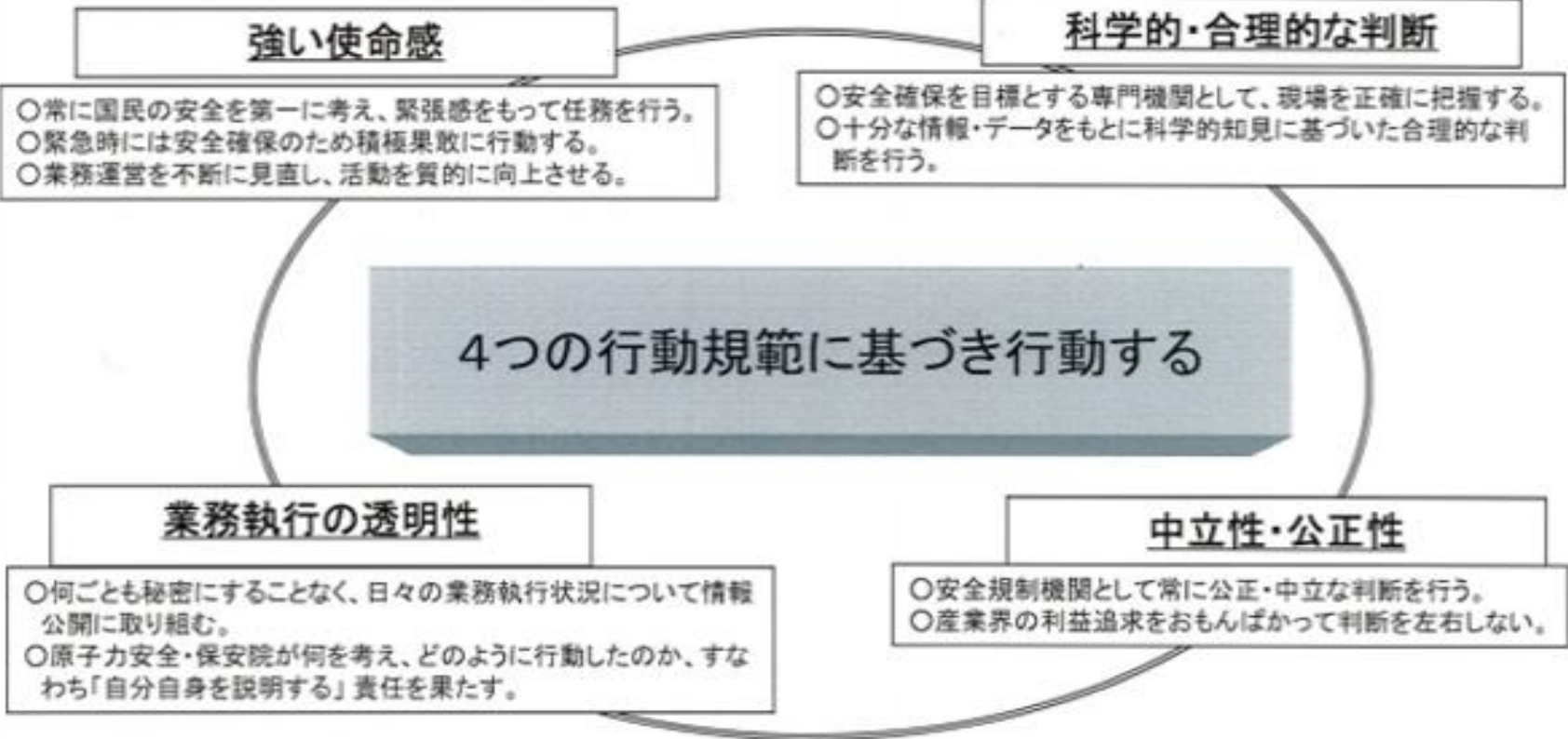
- ◆平成13年1月、省庁再編により、経済産業省は、エネルギーとしての原子力の安全規制を一元的に所管。
- ◆その際、エネルギーに係る安全及び産業保安の確保のみを所管する組織として、原子力安全・保安院(以下、「保安院」という。)を「特別の機関」として設立。エネルギーの安定的・効率的な供給を確保するに当たり、安全確保は不可欠の前提であるが、国民の負託を受けて安全規制を実施する上で、資源エネルギー庁とは別の独立した組織として構成。
- ◆保安院は、事業者に対する一次規制庁として、国民への説明責任を果たしながら安全規制を実施。更に、内閣府に設置された原子力安全委員会により、国民の負託に込えているかを不断にチェックされる体制(ダブルチェック体制)を構築。

原告の解釈：「**経済産業省は、エネルギーとしての原子力の安全規制を一元的に所管。**」と記されているので、本件事故は、一元的に経済産業省の責任となることが、ここで証明されたので、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の、事故の責任から逃げることはできない。←

(5)原子力安全・保安院の組織目標

国民の安全の確保と環境の保全

(6)原子力安全・保安院の行動規範



原告の解釈：原子力安全・保安院が言う4つの行動規範についての責任があるので、本件事故の責任があることは明確である。特に、業務執行の透明性において、原告ら発電所周辺自治体が有していた「原子力災害合同対策協議会」に参席する権利について、参集の呼びかけをしなかった責任は、政府に存在する。したがって、原告ら双葉郡の各町長は、事故情報の共有並びに協議の機会を阻まれてしまった。これは極めて悪質な事件であるので、赦免することは絶対にできない。←

理念1: 安全規制が明確であり、公開されていること

○国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行うことが必要。

理念2: 安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること

◆科学的合理性

○最新の科学的知見を適切に規制に反映させ、安全規制の有効性と効率性を最大限発揮させることが重要。

◆客観性

○安全規制の仕組みや基準は、明文化されかつ明確であることが重要。

理念3: 国際動向に主体的に対応すること

○我が国の原子力安全規制の有効性の向上を図るためには、国際的な情報収集・協力等が必要。

○原子力安全は世界共通の課題であり、国際的な知見・経験の共有及び国際的な協力が必要。

原告の解釈：「理念1：安全規制が明確であり、公開されていること」○

国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行うことが必要。と、記されている。本件事故の前後において、理念1は、全くのウソだったので本件事故に至っている。これを背任という。←

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会を構成していた、双葉郡と地震と津波問題を主題とした技術的な会議を一度も開催していなかった。一番被害が及ぶ立地町を排除して、遠く離れた東京で作られた安全論に、本件事故は騙された結果を示す。双葉町が、架空の安全論に騙された、現在の惨めな姿である。←

1. 原子力発電規制分野(安全審査関係)

設計段階の安全規制の向上

①原子力発電所に係る審査等の状況

◆8年間の許認可実績

○新增設

- ー泊発電所3号炉の増設 平成15年 7月 2日許可
- ー島根原子力発電所3号炉の増設 平成17年 4月26日許可
- ー大間原子力発電所※の新設 平成20年 4月23日許可

(※全炉心にMOX燃料を装荷可能な設計)

○プルサーマル

- ー玄海原子力発電所3号炉 平成17年 9月 7日許可
- ー伊方発電所3号炉 平成18年 3月28日許可
- ー浜岡原子力発電所4号炉 平成19年 7月 4日許可
- ー島根原子力発電所2号炉 平成20年10月28日許可

○過去8年間におけるすべての許認可件数(上記許可を含む。)

(平成20年12月末時点)

許認可	原子炉設置(変更)許可	工事計画(変更)認可	特殊設計施設認可	燃料体設計認可	特殊加工認可
件数	42	385	27	103	19

◆審査中の案件

○新增設

- ー敦賀発電所3、4号炉の増設 平成16年 3月30日申請、現在1次審査中
- ー東電東通原子力発電所の新設 平成18年 9月29日申請、現在1次審査中

○プルサーマル

- ー女川原子力発電所3号炉 平成20年11月 6日申請、現在1次審査中
- ー泊発電所3号炉 平成21年 3月 9日申請、現在1次審査中

原告の解釈：上記には、8年間の許認可実績が記されている。新增設が3か所、プルサーマルは4か所の許認可を行っていることが記されている。過去8年間の全ての許認可数は上記表で確認した。更に、審査中の案件として、新增設2件、プルサーマル2件となっていることが示されている。したがって、原子力安全・保安院は、原子力発電所を集中して許認可を管轄しているので、**福島第一原子力発電所が自然現象で壊れたのは、想定外ではなく設計・審査が、発電所の安全を満足していなかったということを示しているから、本件事故の責任は絶対に免れることはない。** ←

2009（平成 21）年 7 月 23 日

左、福島民友新聞記事、右、福島民報新聞記事

平成 21 年 7 月 22 日に行った、平成 21 年度第 2 回福島県原子力安全確保技術連絡会について報じられた記事。

評価の根拠求める

県など連絡会で東電に

原発の耐震安全性

県原子力発電所安全確保技術連絡会は二十二日、福島市のふくしま中町会館で会議を開き、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の耐震安全性評価中間報告について東京電力から説明を受けた。中間報告で東電が「安全」と評価する根拠について、委員は具体的な説明を求めた。

会議は、東電が六月一力安全・保安院に提出した確認するために開いた。福島第一原発一、二、三、四、五、六号機の耐震安全性評価中間報告が出たことに伴い、内容を

者、原子力安全・保安院の関係者らが出席した。東電が中間報告概要を説明した。各設備の構造強度が評価値が規準値下だが余裕が少ない所があることについて、委員から「安全性の根拠を県民が理解

安全・保安院が福島第一原発5号機、福島第二原発4号機の耐震安

耐震安全性評価 東電が概要説明

原子力発電所技術連絡会

県原子力発電所安全確保技術連絡会は22日、福島市で会合を開き、県や立地町、学識経験者が福島第一、第二原発の耐震安全性評価の中間報告などについて検証した。

所内施設の床の柔性な最終報告で報告すべきの検証状況も示した。一方、経済産業省原子力・保安院は「評価当とした第一原発5号機、第二原発4号機の中間に対する国の見解を確認した。県や立地側からは、報告で主要施設・機器の安全性を示した数値の検証について、より詳細な説明を求める意見などがあった。

原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない

安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

したがって、原発は壊れない

施設の耐震安全性の評価

基準地震動Ss-1、Ss-2及びSs-3による施設の耐震安全性評価等に対する保安院の検討結果は、以下のとおりである。

(1) 建物・構築物

原子炉建屋の地震応答解析モデル、解析手法等は妥当なものと判断するとともに、その解析結果は耐震壁の機能維持が確保されるせん断ひずみに余裕をみて設定された基準値以下であることを確認し、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の原子炉建屋の耐震安全性が確保されると判断した。

・むすびに←

ここまで、丙ハ第128号証を引用して、原告が自身の経験と双葉町長としての事実に基づき、批評をしてきたが、「記載されている内容に基づいた福島第一原子力発電所の安全規制」を原子力安全・保安院が行っていたら、絶対に被告東電が言う「想定外」の事故に至ることはなかった。←

しかし、東日本大震災に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は事故を起こしてしまった。先の、最高裁判所が判示した、対策工事をしても事故は防げなかったということは間違いで、現場の事実を偽証している。←

なぜなら、丙ハ第128号証に記されている内容に基づいた安全監理・規制を、原子力安全・保安院が実行していれば本件事故は、未然に防ぐことができたのは明白である。←

本件事故が起きた原因は、発電所の監理を集中していた原子力安全・保安院の怠慢と、管理能力の欠如を主因とする「**人災**」である。←

丙ハ第128号証は、原子力安全・保安院の正体を見るのには役に立つものである。しかも、**反省と対策が明記されており、原子力発電所の安全は、原子力安全・保安院に監督責任が、唯一、集中していることも明らかにされている。** ←

本件事故後に原子力安全・保安院は姿・形を消したが、事故時には存在していたのだから、事故防止の責任から逃れることはできない事由が、丙ハ128号証に明記されているので、**事故を招いた無期限の責任**を原告、国民に果たさなければならない。 ←

要 旨

原告第39準備書面

総務省行政評価局 平成21年2月

「原子力の防災業務に関する行政評価・監視

結果報告書（第二次）」

原子力保安検査官・防災専門官の不作為の評価

本準備書面の目的は、原子力発電は電力会社が独自に建設、運転、定期点検を行ってきたものではないことについて、平成21年2月 総務省行政評価局の「原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果報告書（第二次）」（以降、「報告書」という。）が、経済産業省と文部科学省及びその下部組織が、原子力規制行政に深く関わってきていたことを示し、本件事故でも規制主務省庁として「するべきこと」について事故前から指摘されていた。その進捗状態を「報告書」に詳しく記されていることから、原告は、被告国に対して「責任逃れはできませんよ」と、責任追及することを目的としている。

人災について語ると、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）後の被告国の対応は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法並びに原子力災害対策マニュアルに背を向けて、被害者、被ばく者の救済を怠り、被告東電の救済に働き、事故に至る真相を隠し、被害者・国民の主権を滅却させようとしていることを人災と呼んでいる。 ←

この報告書には本件事故前に、福島第一原子力保安検査官事務所長が原告に示していた（甲イ10「NISA」）の内容を、打ち消すような酷評が記されている。この行政評価で「されていない」と評価されたことを、本件事故前に「行政評価」の指摘事項を素直に改善していれば、発電所及び双葉町は壊されなくて済んだと強く思っている。←

更に、行政評価局の指摘に、経済産業省が担う発電所周辺住民の保護の責務が明示されており、これを遵守していれば、双葉町災害対策本部は合同対策協議会から排除される理由もなく、事故情報を直接得ることができたので、双葉町役場及び原告ら住民の避難が1号機のベント開始前に完了し、被ばく被害を受けずに、健康が保たれることができたと考えている。←

原子力は、電力の供給等の面で重要な役割を果たす一方で、原子力災害が発生した場合、**被害は甚大であり**、また、原子力事業所等から放出される放射性物質等は、人間の五感では感じ得ないという特殊性があることから、その**防災対策が特に重要である**。原告が双葉町災害対策本部長の立場で、「事故には至らないシナリオが想定されていたこと」を、本件事故は人災であることを詳しく解説することとする。←

防災対策については、平成 11 年 9 月に茨城県東海村の核燃料加工施設において、周辺住民の避難等が要請された極めて重大な臨界事故が発生し、**事故発生**の**初動段階**での**事故状況の把握や対応の遅れ**、**国、地方公共団体及び原子力事業者の連携不足等の問題が明らかになった**。これを契機に、原子力災害対策を抜本的に強化するため、平成 12 年 6 月に**原子力災害対策特別措置法**（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）が施行された。←

原災法においては、i) 原子力災害の発生に備えた緊急事態応急対策拠点施設の指定、ii) 現地において原子力防災業務を担う原子力防災専門官の配置、iii) 国、地方公共団体及び原子力事業者の防災対策に係る連携の強化とともに、これら関係機関が一堂に会する原子力総合防災訓練の実施等が規定された。←

さらに、上述の臨界事故においては、複数の被ばく患者が発生し、原子力事業所の作業員の人命が失われた。この事故の反省を踏まえ、原子力安全委員会において、原子力事業所等で発生した被ばく患者の医療及び搬送体制について、検討が重ねられた結果、平成 13 年 6 月に「緊急被ばく医療のあり方について」が取りまとめられ、これを受けて緊急被ばく医療体制の整備が進められている。 ←

さらに、同年7月には、新潟県中越沖地震による原子力発電所の被災に対する国の初動対応についても課題が明らかとなっている。本行政評価・監視においては、これらの状況を踏まえ、まず、大規模地震発生時の国の初動対応等について緊急に調査を行い、平成20年2月、経済産業省に対し、第一次勧告を実施した。←

また、今回は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力の防災業務全般を対象とし、特に、原災法等に基づく災害応急対策に関する業務の実施状況並びに原子力防災専門官及び原子力保安検査官の業務の実施体制について、その実効性が確保されているかなどの実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。←

原告の解釈：上記について、【被ばく線量を低減する効果を有する換気設備の概要】として、詳述されている。大熊町のオフサイトセンターが、放射線量が高くなり、福島県庁に避難したことは、この時の指摘事項を守らなかったという不作為の結果である。←

尚、下段のアンダーライン個所の「一方、原子力事業所の事故時に公衆の線量評価の対象とされている核種は、下表のとおりとなっており、これらの換気設備においても除去することができない放射性物質の放出も想定されている」という記述を看過することはできない。←

表 事故時に公衆の線量評価の対象とされている核種

施設の種類	核種
実用発電用原子炉	放射性希ガス、放射性ヨウ素
核燃料再処理施設	H-3、C-14、Co-60、K-85、その他放射性希ガス、Sr-90、Ru-106、I-129、I-131、その他放射性ヨウ素、Cs-137、Pu(α)
核燃料加工施設	U
廃棄施設	H-3、C-14、Co-60、Ni-59、Ni-63、Sr-90、Nb-94、Tc-99、I-129、Cs-137、全α (Am-241、Puで代表)

(注) 環境放射線モニタリング指針 (平成20年3月原子力安全委員会了承) による。

原告の解釈：上記について、「事故時に公衆の線量評価の対象とされている核種」

の放射性希ガス、放射性ヨウ素について、本件事故後の対応では語られてい

ない問題が潜んでいる。これで、被ばくの影響を否定することはできない。←

原告の解釈：上記について、【(所見) 経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力災害が発生した場合に備え、オフサイトセンターが迅速かつ的確に災害応急対策を実施する機能を確保するため、以下の措置を講ずる必要がある。】←

上記の所見は看過できない記述である。オフサイトセンターが機能するかしないかは、**経済産業省の所管**であるところに明記されている。したがって、本件事故直後から発電所周辺自治体を合同対策協議会から排除させた主体者は経済産業省と断定できる。発電所周辺自治体を合同対策協議会から排除しなければならぬ原因の調査は始まっていないので、これからである。←

原告の解釈：上記について、先ず、6頁の「(2) 緊急事態応急対策拠点施設の適切な運営の確保（制度の概要等） 原子力災害時における対応については、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定、平成20年2月修正）において、国は、指定行政機関との連絡方法、初期動作等を定めた原子力災害対策マニュアルを整備することとされている。原子力災害対策マニュアル（平成12年8月29日原子力災害危機管理関係省庁会議作成）においては、オフサイトセンター内に設置される原子力災害現地対策本部（注1）に、災害対応を迅速かつ円滑に行うため、機能別の7グループ（総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班及び運営支援班）を置くこととされ、さらにグループごとに関係省庁、地方公共団体、専門家等から成るグループの基本とされる構成員が示されている。この各グループの役割については、同マニュアルにおいて、以下のとおり示されている。」となっていたことに被告国には、異論ないはずである。したがって、本件事故対応は失当であることがここで証明された。←

原告の解釈：上記について、「**(所見) 文部科学省及び経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、オフサイトセンター運営要領において、原子力災害時に関係者が参集し、迅速かつ的確に災害時の応急対策が実施されるよう、オフサイトセンターの構成員名簿を見直すとともに、報道対応及びオフサイトセンターの代替施設への避難対応に係る方針を明記する必要がある。**」この指摘が正しかったのは、本件事故後の保安検査官たちと保安院の責任放棄の行動から証明された。したがって、原告を含む発電所周辺自治体を合同対策協議会から排除したことは、違法で事件である。←

原告の解釈：上記について、「原子力災害時における住民避難については」菅直人総理の個性的配慮があったために、大幅なロスタイムが発生した。←

又、「同法第 23 条に基づき、緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会をオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会の構成員のうち主要な構成員から成る緊急事態対応方針決定会議では、**市町村**及び都道府県に指示される住民避難への対応案等を決定することとされている。」について、ここで示されているが、「原子力災害合同対策協議会をオフサイトセンターに設置することとされている。」は、設置されたという通知、告示等は発出されていない。しかも、政府原子力災害現地対策本部長への権限の一部委任がされたという告示を受領していないので、**本件事故後の初期対応が未だ始まっていないものと認識している。**←

原告の解釈：上記について、←

「(原子力災害合同対策協議会) 第 23 条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。←

2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。←

一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員 ←

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者 ←

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任を受けた者 ←

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。←

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。←

原告の解釈：上記について、本件事故では、平成18年度の経験を無いものにしてしまい、総理官邸が独裁をふるい、**全ての意思決定から発電所周辺自治体を排除し**、このため合同対策協議会の場で情報の共有はおろか、合意形成がなされていない。このため、避難範囲、避難指示、緊急時環境放射線モニタリングの結果の公表、ヨウ素剤の予防服用指示、緊急被ばく医療活動、住民安全確保等について、だれにも原告の権限を**委任**していないので、本件事故後の対応について、**だれも代理行使はできないのである。**←

原告の解釈：上記について、「経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、毎年の原子力防災訓練をより実効性の高いものとするため、これまでに実施された訓練の経験の蓄積をより体系的にまとめた上で、地方公共団体や関係機関等に対して、助言等を実施する必要がある。」とここに記されていることを、被告国は、原告に対してウソをついているが、本末転倒であることが、この記述で明らかになった。経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する義務の有ることを、ごまかしてはいけない。←

原告の解釈：上記について、「防災基本計画においては、国及び地方公共団体は、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療体制を整備・維持するものとされている。これら緊急被ばく医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を担う「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を担う「二次被ばく医療機関」、原子力立地道府県等では対応することが困難な高度専門的な診療を担う「三次被ばく医療機関」等からなっている。」と記されているところに注目したい。本件事故では、汚染があるのに初期診療を行わず、被ばくはないと政府原子力災害対策本部は決めつけた行為は、内心の自由の侵害であり、原子力災害対策マニュアルにも反する行為で、犯罪である。 ←